

弘前保健所管内における感染拡大に伴う市の対応について

令和 4 年 1 月 18 日
新型コロナ対策室

1. 公共施設の利用制限について

- 現時点で利用制限を設ける施設等は「別紙 1」のとおり。（一部実施済み）
なお、今後の感染拡大状況によっては、変更することもあり得る。

2. 業務継続計画について

- 現在の感染状況を踏まえ、市職員が感染及び濃厚接触者となり出勤できない状況になることを想定し、業務継続計画の取り扱いを「別紙 2」のとおりとする。

3. 市民に対する注意喚起について

- 令和 4 年 1 月 19 日付で、感染予防対策等について市民に注意喚起を再度促すため、全世帯にチラシを配布する。（「別紙 3」のとおり）

4. 新型コロナワイルスワクチンの追加接種について

- 国の方針を受け、接種間隔を 8 か月から 7 か月に短縮し、可能な限り前倒して接種を進める。（「別紙 4」のとおり）

～ 市長メッセージ ～

- 今回のコロナ禍では、デルタ株からオミクロン株へという情報が流れておりますが、現在の状況を見ておりますと誰がいつ感染してもおかしくない状況です。基本のマスク着用、手指消毒・手洗い、うがい、三密を避けることを徹底することによって、自分の身は自分で守る環境におくことが大切であります。今までも頑張ってきておりましたが、その頑張りを今一度気を引き締めて取り組んでいただくことで、コロナ対応に打ち勝っていけるものであると考えております。継続した対応をしていくよう、市民の皆様の協力をよろしくお願ひします。